

松江市公共交通利用促進市民会議 役員選出（案）

松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱第 8 条に規定する会長及び副会長、第 14 条に規定する監査委員について、下記のとおり選出たく、その承認を求めます。

なお、各役職の就任予定者については、あらかじめ就任の内諾をいただいています。

役職	委員氏名	所属	備考
会長	加藤 博和	米子高専 教授	
副会長	三宅 克正	松江市公民館長会 会長	
監査委員	野津 昌巳	一畑電車株式会社 総務部次長	
監査委員	丸山 武	島根県交運労協事務局長	

【松江市公共交通利用促進市民会議設置要綱（抜粋）】

（委員）

第 6 条 市民会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）学識経験者のうち市長が適当と認める者
- （2）別表に掲げる構成団体に所属し、かつ、当該構成団体の長が指定する者

（会長及び副会長）

第 8 条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、市民会議を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（監査）

第 14 条 市民会議に監査委員を 2 名置く。

- 2 監査委員は、会長及び副会長を除く委員の中から会長が指名する。
- 3 市民会議の出納監査は、監査委員によって行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。